令和４年２月４日

保護者様

多久市立東原庠舎中央校
校長　下村昌弘

学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルス感染症が確認された場合の対応ガイドライン
及び臨時休業中のオンライン授業ガイドライン策定について

晩冬の候、保護者の皆様におかれましては、益々御清祥のことと存じます。平素から本校の教育活動に御理解御協力いただきありがとうございます。

さて、現在佐賀県を含む３４の都道府県にまん延防止等重点措置が適用されています。こうした中、万一の事態に迅速に対応するため、初動体制をあらかじめ整理しておくことが重要です。

特に、やむを得ず臨時休業や学級・学年閉鎖となった場合は、児童生徒の学びを止めないために、オンライン授業の計画を事前に準備しておく必要があります。そこで、本校におけるガイドラインを別紙のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

なお、本ガイドラインについては、今後の感染状況等を踏まえ、必要な見直しを適宜行ってまいります。御理解・御協力くださいますようお願い申し上げます。

（別紙１）

学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン

令和４年２月３日

１．出席停止の措置について

学校で児童生徒や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得やテレワーク勤務の活用により出勤させないようにする。

また、児童生徒や教職員が濃厚接触者と判定された場合や、同居家族に発熱等の風邪症状が見られた場合には、病名もしくは検査結果が判明するまで、同様の措置をとる。

但し、濃厚接触者に特定されても、同居家族全員に症状がなければ登校することができる。

２．濃厚接触者等の特定について

児童生徒や教職員の感染が判明した場合、本校は、陽性者からの聴き取りを行い、一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者の候補者リストを作成して、保健福祉事務所および市教育委員会に提出する。

(1)濃厚接触者の候補となる日数としての範囲

陽性者が発症した２日前、無症状の場合は検体採取日の２日前にさかのぼって接触の状況を調査

(2)学校における濃厚接触者（①から③のいずれかに該当する場合）

①学校生活において、陽性となった児童生徒と、授業、部活動、休み時間、給食時、登下校等でa～ｃ全項目に該当する児童生徒。

a. １メートル以内の距離にいた。

b. マスクをしていない。（鼻出しマスク、あごマスク含む）

c. 15分以上の接触があった。

※感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性のある児童生徒は時間の長さを問わず該当。

※陽性となった児童生徒と前後左右の座席で給食を共にした者。

②同じ部活動等（生徒会、体育祭応援団等含む）で密接な接触があった児童生徒。

※部室等を一緒に利用、身体的接触等がある者。

③特別な接触環境にある児童生徒・生徒。

※合宿等で陽性となった児童生徒と同室の者。

３．臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部又は一部の臨時休業を行う必要性については、保健福祉事務所の調査や学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断する。

本校においては、以下のように臨時休業を行う範囲や条件を定める。

・学級内で陽性者が判明した際は、状況把握が完了するまでの期間（概ね 5～7 日間）を学級閉鎖とする。

・陽性者、濃厚接触者を合わせて、学級の 3 割が欠席した場合には 5 日間の学級閉鎖とする。

４．学校全体に臨時休業の措置がなされた場合の対応について

学校全体が臨時休業の場合、保護者が、医療従事者やエッセンシャルワーカー等で、どうしても仕事を休めないなどの理由で対応に苦慮する場合は、児童生徒を学校で受け入れることとする。

受け入れの時間帯は、通常の登校時刻から下校時刻まで。原則として低学年（１～４年）を対象とする。その他の学年の保護者で不都合が生じる場合は学校へ相談すること。利用する場合は、弁当を準備すること。

なお、放課後児童生徒クラブの登録者は、午前中は学校で受け入れ、12 時以降は、通常どおり放課後児童クラブで受け入れる。

また、スクールバスは、通常どおり運行する。登校便は通常どおり。下校便の時刻表に変更があれば、安心安全メールでお知らせする。

ただし、濃厚接触者や PCR 検査の検査対象者となった場合は、受け入れることはできない。

（別紙２）

臨時休業中のオンライン授業ガイドライン

平成４年２月３日

１．おおまかな流れ

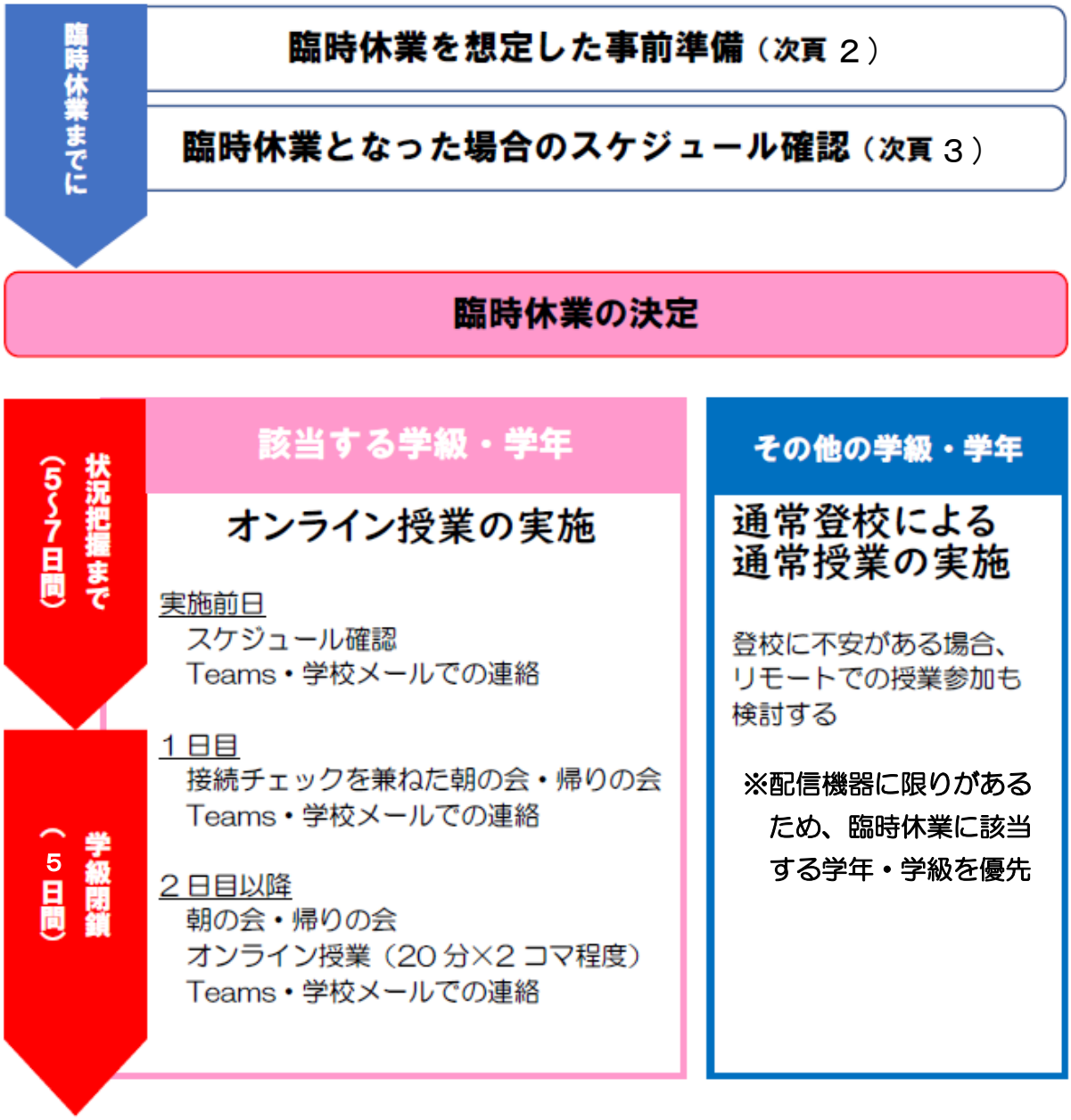

２．臨時休業を想定した事前の準備

(1)各家庭の通信環境の調査

・令和 4 年 1 月 12 日（水）に通信テストを実施済。

・未実施の家庭を対象に令和 4 年 1 月 29 日（土）14 時～16 時で再テストを実施済。

・それ以降でテスト未実施の家庭には個別に対応する。

(2) Teams アプリの操作について児童生徒への指導（学年に合わせた指導）

・各学級で実施し、接続方法を確認済。

(3)オンライン授業方法の教員への周知

・オンライン授業の実施方法について周知済。

・オンライン授業の実施に向けて、情報担当教員や ICT 支援員が補佐する。

(4)臨時休業を想定した家庭学習(課題等)の準備

・臨時休業が予見される場合、事前に家庭学習の教材(普段宿題等で使用している教材)を配付し、急な事態にも対応できるようにしておく。

３．臨時休業となった場合のスケジュールの確認

(1)実施前日

・臨時休業中のスケジュールの確認。

・1 日目の学習予定を Teams または学校メールで配信する。

(2) 1 日目(オンライン授業の準備)

・接続テスト兼「健康チェック」のための朝の会、帰りの会の実施。

※児童生徒用タブレット端末を持ち帰っていない場合は、保護者が学校まで取りに来る。

※取りに来ることができない場合は担任へ連絡する。

・今後の学習予定を Teams または学校メールで配信する。

(3) 2 日目以降

①「健康チェック」のための朝の会、帰りの会の実施。【各学級単位】

（オンラインで参加できていない児童生徒には、電話等で連絡）

②オンライン授業の実施。【各学級単位】　※状況によって学年・科目単位で行う

・国語、算数・数学、理科、社会、英語・外国語を中心に Teams を使用して行う。

・1 日 20 分の授業× 2 コマ程度。(学年や内容によって変更あり。)

・状況に応じて、Stream を使用してオンデマンドでも受講できるような対応を検討する。

③担任等からの指示があった場合、Teams をとおして課題を提出する。【各学級単位】

・今後の学習予定を Teams または学校メールで配信する。

(4)オンライン授業１日の流れ〔例〕

全校一斉の臨時休業の場合の例。学級・学年閉鎖の場合は、状況に応じて柔軟に編成する。

	１年	２年	３年	４年	５年	６年	７年	８年	９年
8:15～	朝の会								
8:30～	自習	自習	自習	自習	朝の会				
9:00～	授業①	授業①	授業①	授業①	自習	自習	自習	自習	自習
10:00～	自習	自習	自習	自習	授業①	授業①	授業①	授業①	授業①
11:00～	授業②	授業②	授業②	授業②	自習	自習	自習	自習	自習
12:00～	昼食・昼休み								
14:00～	自習	自習	自習	自習	授業②	授業②	授業②	授業②	授業②
15:00～	自習	自習	自習	自習	自習	自習	自習	自習	自習
15:50～	帰りの会				自習	自習	自習	自習	自習
16:00～					帰りの会				

４．オンライン授業に関するルール

(1)教職員

・オンライン授業は、学校管理下で行うために管理職及び ICT 支援員が参加しているチームにおいて実施する。

・オンライン授業を行う前日までに、児童生徒へ必要な教材などを伝達しておく。

・映像と音声が配信できていることを確認するため、最初に呼びかけを行う。

・児童生徒に時間の見とおしを伝える。

・マイクやカメラの使用についての指示を行う。

・オンライン授業を終了するとき、確実に会議を終了する。(児童生徒の確実な退出を確認すること)

(2)児童生徒および保護者

・オンライン授業に参加する児童生徒は、授業者の指示に従う。特に指示がないときは、カメラやマイクはオフにしておく。

・カメラをオンにするときは、家庭のプライベートスペース等が映らないように配慮する。

・オンライン授業中はできるだけ席を離れないようにする。

・授業と関係のない動画や音楽を流すなど、授業の妨げになる行為をしない。

・オンライン授業の録画・録音・撮影は行わない。録画・録音・撮影したものをインスタグラムやツイッター等の SNS を含むインターネットへ投稿した場合、罪に問われることがある。

(3)トラブル時の対応について

・オンライン授業中に Teams の不具合があったとき、児童生徒は授業者に次のいずれかの方法で不具合があったことを伝える。

〇マイクがオンになっているとき…口頭で伝える

〇マイクが使用できないとき…チャットで伝える

〇それ以外のとき…学校へ電話して伝える（担当：ICT 支援員）

・学校 ICT 支援員が状況を確認した上で、必要に応じて修理や交換などの判断を行う。

（児童生徒または保護者自身が学校ホームページに記載された手順に従って操作するよう依頼する場合や、それでもすぐには状況が改善しない場合もある。）

・それ以外のトラブルは、貸出時の規約に沿って対応する。

５．その他

本計画は、児童生徒や教職員に陽性者が出た場合を想定しているが、国や県からの要請を受けて、一定期間臨時休業せざるを得なくなった場合にも適用する。

なお、上記に拠らない事態の場合には、その都度多久市教育委員会や関係機関と連携しながら適切に対応する。